

貸金庫規定

(全自動型（保護函ダイヤル錠方式）)

1.（格納品の範囲）

- (1)貸金庫には、次の各号に掲げるもの（ただし総重量は所定の重量以下とします。）を格納することができます。
- ①公社債券、株券その他有価証券
 - ②預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2)当社は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3)貸金庫には、次の各号に掲げるものを格納することができません。
- ①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの。
 - ②危険物や変質・腐敗・き損の恐れがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの。

2.（利用目的の確認）

- (1)借主は貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当社の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2)貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外へのカメラ設置・記録や利用時の行員立ち会いなどの当社の定める適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

3.（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当社から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4.（使用料）

- (1)貸金庫の使用料は、当社所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当社所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契

- 約日の属する月の翌月から3月末日までの月割計算により前記自動引落しの方法で支払ってください。
- (2)使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3)契約期間中に解約があった場合は、解約日にかかわらず、その月の分まで使用料を支払ってください。第1項の自動引落し後に解約する場合、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

5.（暗証の届出、カードの発行）

貸金庫の利用にあたっては、ご使用になる暗証を貸金庫利用カード暗証届（以下、『暗証届』という。）に記入のうえ、届け出てください。また、生体認証ICキャッシュカード・専用カード(以下「生体認証ICキャッシュカード等」)をご利用いただける場合もございますので、ご希望の場合には当社所定の必要書類に記入のうえ、届け出てください。当社は貸金庫利用カードまたは生体認証ICキャッシュカード等(以下これらを総称して「貸金庫カード」という。)を発行します。

また、代理人を指定なさるときは、代理人の暗証を暗証届に記入のうえ届け出てください。この場合、当社は代理人が使用する貸金庫カードを発行します。

6.（貸金庫の開閉等）

- (1)貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人がダイヤル錠を開錠することにより行ってください。
- (2)開庫にあたっては、貸金庫カード（代理人が開閉する場合は、代理人用の貸金庫カード。）をカード読取機に挿入し、届出の暗証をボタンにより操作してください。
- (3)格納品の出し入れは、当社が指定する場所で行ってください。なお、開庫後は、貸金庫の施錠を確認してください。また、貸金庫取出口扉の開扉ボタンを操作し、貸金庫を格納してください。

7.（届出事項の変更等）

- (1)印章を失ったとき、または印章および暗証、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。ダイヤル番号を失念したとき、および貸金庫カードを失ったときも同様とします。
- (2)届出のあった名称、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3)当初契約の際には、当社は法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によって当店に届け出てください。

8. (印章、貸金庫カード喪失、ダイヤル番号失

念時等の取扱い)

- (1)貸金庫カードを失ったあるいはき損した、ダイヤル番号を失念した場合の貸金庫の開閉は、当社所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2)貸金庫カードを失った場合で、当社が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (3)貸金庫カードを紛失あるいはき損した場合で貸金庫カードを再発行するときは、当社所定の手数料を支払ってください。
- (4)借主・代理人の責めにより錠前が棄損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当社が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

9. (印鑑照合、暗証照合等)

- (1)貸金庫の開庫にあたり、カード読取機操作の際使用された貸金庫カードを確認のうえ記録し、ボタン操作により入力された暗証と届出の暗証または生体認証情報の一致を確認して開庫その他の取扱をした場合には、借主または代理人自身が操作したものとし、貸金庫カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当社は責任を負いません。なお、使用されるダイヤル錠の暗証については当社は確認する義務を負いません。
- (2)諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをした場合には、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

10.（損害の負担等）

- (1)災害、事変その他の不可抗力の事由または当社の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当社は責任を負いません。
- (2)前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当社は責任を負いません。
- (3)借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当社または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

11.（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFまでおよび第3号AからEまでのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまでまたは第3号AからEまでの一にでも該当する場合には、当社はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

12. (解約等)

- (1)この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、貸金庫カードおよび届出の印章を持参し、当社所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡しください。なお、ダイヤル番号を失念し、貸金

- 庫カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱いします。
- (2)次の各号の一にでも該当する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡しください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ①借主が使用料を支払わないとき
 - ②借主について相続の開始があったとき
 - ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由また格納品の変質等により、当社もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④店舗の改築、閉鎖その他の相当の事由があるとき
 - ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥当社が法令で定める本人確認や利用目的等の確認を行うにあたって、借主について確認した事項に関し、虚偽であるとき
 - ⑦上記⑥に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じない場合
 - ⑧マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当社が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当社が判断したとき

- (3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との契約を継続することが不適切である場合には、当社はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社からの解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡しください。
- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、次のいずれに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用をき損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4)前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払

- ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足金が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当社はこの不足額を明渡しの日
- に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5)第1項から第3項までに規定する明渡しが3か月以上遅延したときは、当社はマスター鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当社は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6)使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の 処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当社からの請求がありしだい支払ってください。

13. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当社が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

14. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当社はマスター鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当社は責任を負いません。

15. (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

16. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。また、借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出てください。

- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

17. (規定の変更等)

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

ご利用についてのご案内

- (1) 貸金庫の開閉には、貸金庫利用カード(以下「貸金庫カード」という。)をお持ちください。
- (2) 貸金庫に格納する物品の総重量は、所定の重量以下でご利用ください。
- (3)代理人を指定する場合は、借主があらかじめ届け出てください。
- (4)格納品の出し入れは、貸金庫ご利用室内で行ってください。
- (5)開庫時のご利用方法
- ①貸金庫カードを受付のカード読取機に差し込み、お届けの暗証をボタンにより操作してください。
- ②カード読取機の表示画面上に、貸金庫ご利用室番号が表示されますので確認ののち、貸金庫カードを抜き取り指定された貸金庫ご利用室へお進みください。
- ③指定された貸金庫ご利用室扉のカード差込口に、貸金庫カードを差し込み解錠したのち、貸金庫カードを抜き取り貸金庫ご利用室内にお入りください。(貸金庫は自動的に貸金庫ご利用室内の入出庫台に到着します。)
- ④表示盤の〔取出ボタン〕を押し下げることによりスライドドアが開きますので、貸金庫をダイヤル錠を開錠して開庫しご利用ください。
- ⑤ご利用後は、ダイヤル錠を閉錠して貸金庫を開庫し施錠を確認のうえ、〔返却ボタン〕を押し下げて貸金庫を格納してください。

以上

反社会的勢力にかかる表明

貸金庫の使用申込みにあたっては、以下の表明・確認をいただいております。

- ① 私(法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ)は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A. 暴力団
B. 暴力団員
C. 暴力団準構成員
D. 暴力団関係企業
E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
F. その他前各号に準ずる者

- ② 私は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- A. 暴力的な要求行為
B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用をき損し、または貴社の業務を妨害する行為
E. その他前各号に準ずる行為

以上